

広尾町建設工事の前金払及び中間前金払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、契約金額が250万円以上の建設工事の請負契約（以下「対象工事」という。）とする。

(前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、対象工事の契約金額の4割以内とする。ただし、前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の前金払をした対象工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、既にした前金払に追加して、対象工事の契約金額の2割に相当する金額の範囲内で前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。この場合においては、前項のただし書の規定を準用する。ただし、中間前金払をした後の前払金の合計額が契約金額の6割を越えてはならないものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(前金払を受ける場合の手続)

第4条 受注者は、前金払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、発注者に保証証書を寄託しなければならない。

(前払金の変更等)

第5条 発注者は、設計変更等により契約金額に著しい変更があったときは、前払金の額を変更することができる。

2 発注者は、前項の規定により前払金の額を変更する場合は、受注者に保証契約変更証書を寄託させなければならない。

(前払金の使用等)

第6条 受注者は、前払金を契約した対象工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(債務負担行為等に係る契約の前金払)

第7条 債務負担行為等に係る契約の前金払については、各会計年度の出来高予定額に第3条の比率を乗じた金額の範囲内とする。

(前払金の返還)

第8条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払われた前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 当該工事に係る契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前払金に係る対象工事以外の経費の支払に充てたとき。

(中間前金払の認定請求等)

第9条 受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書(別記第1号様式。以下「請求書」という。)を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、請求書の提出を受けたときは、当該認定に係る調査を行い、その結果を中間前金払認定(不認定)通知書(別記第2号様式)により、受注者に通知するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第10条 広尾町財務規則(平成3年規則第8号)第105条に規定する部分払(以下「部分払」という。)が認められる対象工事においては、受注者は、中間前金払と部分払の選択に係る届出書(別記第3号様式)を契約締結時に提出し、提出後の変更は認めないものとする。ただし、中間前金払を選択した場合でも、複数年度にわたる契約における各会計年度末(最終の会計年度を除く。)の部分払に限ってはこれを行うことができるものとする。

(認定の方法)

第11条 第3条第2項第3号に規定する要件に係る認定は、請求書の作成時点における工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

- 2 前項の認定に当たり、工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができる。

(準用)

第12条 第4条から第8条までの規定は中間前金払に準用する。この場合において、これらの規定中「前金払」とあるのは「中間前金払」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第9条関係）

年 月 日

広尾町長 宛て

住所
受注者 商号又は名称
代表者名 印

中間前金払認定請求書

下記工事について、中間前金払の認定を請求します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約年月日 年 月 日

4 契 約 金 額

5 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

注 認定要件を満たしていることが確認できる資料を添付すること。

別記第2号様式（第9条関係）

広 総 発
年 月 日

（請負人）

様

広尾町長

印

中間前金払認定（不認定）通知書

年 月 日付けで請求のありました中間前金払認定請求に基づき、
下記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備
していると認定（します・できません）。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契 約 年 月 日 年 月 日

4 契 約 金 額

5 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

6 不認定の理由

別記第3号様式（第10条関係）

年 月 日

広尾町長

宛て

住所
受注者 商号又は名称
代表者名

印

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

下記の工事については、（ 中間前金払 ・ 部分払 ）を選択したいので届出します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契 約 金 額

4 工 期 年 月 日から 年 月 日まで